

別紙様式3（第91条の4関係）

入林届（無人航空機を飛行させる場合の入林届）

平成 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

届出者 住所

氏名

（日中連絡可能な電話番号）

国有林野内において無人航空機を飛行させるので、下記のとおり届け出ます。

記

1 入林の場所

2 入林の期間

3 入林の目的

4 無人航空機を飛行させる場所等

○飛行場所又は経路（別途図面を添付）：

○飛行日時：

○飛行目的：

○飛行高度：

5 入林者氏名（届出者以外） ※入林者が多数の場合は、別途入林者名簿を添付願います。

氏名・住所・連絡先：

飛行させる無人飛行機〔名称（形式）〕

6 注意点の確認（5業務日以前の勤務時間中に入林予定の国有林野を管轄する森林管理署（森林管理支署及び森林管理事務所を含む）へ届け出てください。）

以下の注意点を確認した上で無人航空機を飛行させます。

※ □内にチェック願います。

☐ 無人航空機の飛行に当たっては、航空法等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続を行うこと。

☐ 事故防止に万全を期すこと。

特に、国有林野職員から指示があった場合は、これに従うこと。

☐ 第三者（個人）が特定できるような撮影等プライバシーを侵害する行為はしないこと。

☐ 第三者のいない上空で飛行させること。また、第三者の立入等が生じた場合には速やかに飛行を中止すること。

☐ 国有林野の貸付地上空について、貸付地の管理者が無人航空機の飛行ルールを定めている場合は、当該ルールを遵守して飛行すること。

- 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、人や物件等に迷惑を及ぼすような飛行を行わないこと。特に、一般の入林者や他の国有林野事業の受託者等への危害又は迷惑となる行為を行わないこと。
- 希少な野生生物が生育・生息している地域では、営巣期間中は避けるなど生育・生息に悪影響を及ぼさないように飛行させること。特に、営巣箇所がある場合は、当該箇所及びその周辺で飛行させないこと。
- 無人航空機による事故や無人航空機を紛失した場合は、速やかに森林管理署等に連絡すること。
- 無人航空機の回収は、届出者及び入林者の責任で行うこと。
- 故意又は過失に係わらず損害事故等が発生した場合は、その責任を負うこと。
- 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理署等の指示に従い原状回復又は弁償金を納付すること。

無人飛行機を飛行させるための入林届の5に基づき、入林者名簿を提出します。

入 林 者 名 簿

オペレーター	氏 名		
	飛行させる無人飛行機	名称(形式)	
	住 所 ・ 連 絡 先		
補 助 者	氏 名		
オペレーター	氏 名		
	飛行させる無人飛行機	名称(形式)	
	住 所 ・ 連 絡 先		
補 助 者	氏 名		
オペレーター	氏 名		
	飛行させる無人飛行機	名称(形式)	
	住 所 ・ 連 絡 先		
補 助 者	氏 名		
オペレーター	氏 名		
	飛行させる無人飛行機	名称(形式)	
	住 所 ・ 連 絡 先		
補 助 者	氏 名		
飛行禁止 空域外の確認	以下の空域を国交省ホームページ等により確認し、当該空域を経路に 含まないことを確認した。 ■ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面 若しくは外側水平表面の上空の空域(近隣の空港等: 空港) ■ 地表又は水面から150m以上の高さの空域 ■ 人又は家屋の密集している地域の上空		
第132条の2 各号に掲げる 方法による 飛行の確認	以下の方法による飛行を行わないことを確認した。 ■ 夜間飛行 ■ 目視外飛行 ■ 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 ■ 催し場所上空の飛行 ■ 危険物の輸送 ■ 物件投下		